

北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則（平成3年北上市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（電子申告等）</p> <p>第3条の2 市長は、法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告（条例第25条の申告を除く。）、申請、請求その他書類の提出（以下この条において「申告等」という。）のうち必要と認めるものについて、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（市民税に関する文書の様式）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>（固定資産税に関する文書の様式）</p> <p>第26条 [略]</p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第33条 条例第161条第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険税の減免は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>別表</u>（第33条関係）</p>	<p>（電子申告等）</p> <p>第3条の2 市長は、法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告（条例第25条の申告を除く。）、申請、請求その他書類の提出（以下この条において「申告等」という。）のうち必要と認めるものについて、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（市民税に関する文書の様式）</p> <p>第25条 [略]</p> <p><u>（市民税の減免）</u></p> <p><u>第25条の2 条例第44条第1項第1号から第3号までに規定する市民税の減免は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>（固定資産税に関する文書の様式）</p> <p>第26条 [略]</p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第33条 条例第161条第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険税の減免は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>別表第2</u>（第33条関係）</p>

区分	要件	前年中の 世帯の総 所得金額	減免割合			減免対 象期間
			所得割 額	被保 険者 均等 割額	世帯 別平 等割 額	
[略]						
条例	[略]					
第161条第1項第3号に掲げる者	納税義務者等の疾病、事業不振、廃業等の事由により、その世帯の当該年の所得（ <u>雇用保険給付費等を含む。</u> ）の見込額が、前年中の総所得金額に	[略]				

区分	要件	前年中の 世帯の総 所得金額	減免割合			減免対 象期間
			所得割 額	被保 険者 均等 割額	世帯 別平 等割 額	
[略]						
条例	[略]					
第161条第1項第3号に掲げる者	納税義務者等の疾病、事業不振、廃業等の事由により、その世帯の当該年の所得の見込額が、前年中の総所得金額に比して減少し、保険税の納	[略]				

比して減少し、保険税の納付が困難と認められる場合

[略]

納税義務者等が一時的な疾病等により出費が多額となる場合で、保険税の納付が著しく困難と認められる場合	100パーセント	50パーセント	50パーセント	当該年度の税額のうち、申請日現在において納期限が未到来のもの

付が困難と認められる場合

[略]

納税義務者等が一時的な疾病等により出費が多額となる場合で、保険税の納付が著しく困難と認められる場合	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	500万円以下	課税額の50パーセント	当該年度の税額のうち、申請日現在において納期限が未到来のもの
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	500万円を超え750万円以下	課税額の25パーセント	
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	750万円を超え1,000万円以下	課税額の12.5パーセント	
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	500万円以下	課税額の100パーセント	
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	500万円を超え750万円	課税額の50パーセント	
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	750万円		

[略]					

備考 1～6 [略]

7 損害金額は、保険金、損害保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除くものとする。

	が50パー セント以 上の場合	以下 750万円 を超え 1,000万 円以下	課税額の25パーセ ント
[略]			

備考 1～6 [略]

7 「損害金額」とは、災害により受けた損害の金額から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。

8 「疾病、事業不振、廃業等の事由」とは、定年等の規定による退職、自己都合退職（疾病による治療及び療養のための退職を除く。）及び自己に帰責事由のある解雇を除いたものをいう。

9 「当該年の所得の見込額」とは、減免を申請しようとする年の世帯の総所得金額の見込額に、遺族年金、障害者年金、雇用保険給付金、親族等からの援助金その他の世帯の総所得金額に含まれない収入及び預貯金を加えたものをいう。この場合において、前年中の世帯の総所得金額に当該収入（預貯金を除く。）を合算したものと比較することにより、所得の減少割合を算定するものとする。

10 「医療費」とは、自己又は自己と生計を一にする

親族に係る医療に要した費用から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に、次の1表を加える。

別表第1（第25条の2関係）

区分	要件	前年中の 合計所得金額	減免割合	減免対象 期間			
条例 第44 条第 1項 第1 号に 掲げ る者	生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定による保護を受 ける者		100パー セント	当該年度 の税額の うち、申 請日現在 において 納期限が 未到来の もの			
条例 第44 条第 1項 第2 号に 掲げ る者	(1) 震災、風水害 、火災その他これ らに類する災害に より、納税義務者 等の所有する住宅 又は家財について 損害が生じ、個人 の市民税の納付が 困難と認められる 場合	当該損害金 額が住宅又 は家財の価 格の30パー セント以上 50パーセン ト未満の場 合	500万円以下 500万円を超え 750万円以下 750万円を超え 1,000万円以下	50パーセ ント 25パーセ ント 12.5パー セント	当該年度 の税額の うち、申 請日現在 において 納期限が 未到来の もの		
		当該損害金 額が住宅又 は家財の価 格の50パー セント以上 の場合	500万円以下 500万円を超え 750万円以下 750万円を超え 1,000万円以下	100パー セント 50パーセ ント 25パーセ ント			
			(2) 納税義務者の 疾病、事業不振、 廃業等の事由によ り、当該年の所得 の見込額が、前年 中の合計所得金額 に比して減少し、 個人の市民税の納 付が困難と認めら	当該減少割 合が50パー セント以上 70パーセン ト未満の場 合		300万円以下 300万円を超え 400万円以下 400万円を超え 550万円以下	70パーセ ント 60パーセ ント 50パーセ ント
				当該減少割 合が70パー セント以上		300万円以下 300万円を超え	90パーセ ント 80パーセ

	れる場合	90パーセント未満の場合	400万円以下	ント
			400万円を超え 550万円以下	70パーセント
			550万円を超え 750万円以下	50パーセント
			750万円を超え 1,000万円以下	30パーセント
		当該減少割合が90パーセント以上の場合	300万円以下	100パーセント
			300万円を超え 400万円以下	90パーセント
			400万円を超え 550万円以下	80パーセント
			550万円を超え 750万円以下	70パーセント
			750万円を超え 1,000万円以下	60パーセント
		(3) 納税義務者が一時的な疾病等により出費が多額となる場合で、個人の市民税の納付が著しく困難と認められる場合	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が30パーセント以上50パーセント未満の場合	500万円以下
	500万円を超え 750万円以下			25パーセント
	750万円を超え 1,000万円以下			12.5パーセント
	当該年の所得の見込額に対する医療費の割合が50パーセント以上の場合		500万円以下	100パーセント
			500万円を超え 750万円以下	50パーセント
750万円を超え 1,000万円以下			25パーセント	
条例第44条第2条第1項第32号	所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号	当該減少割合が50パーセント以上	300万円以下	70パーセント
		300万円を超え	60パーセント	

1項 第3 号に 掲げ る者	イ、ロ又はハに規定する学生及び生徒が前年において事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得がある場合において、当該年の所得の見込額が皆無又はこれに準ずる状態に減少したため、個人の市民税の納付が著しく困難な場合	70パーセント未満の場合	400万円以下	ント
			400万円を超え 550万円以下	50パーセント
		当該減少割合が70パーセント以上 90パーセント未満の場合	300万円以下	90パーセント
			300万円を超え 400万円以下	80パーセント
			400万円を超え 550万円以下	70パーセント
			550万円を超え 750万円以下	50パーセント
			750万円を超え 1,000万円以下	30パーセント
			300万円以下	100パーセント
		当該減少割合が90パーセント以上の場合	300万円を超え 400万円以下	90パーセント
			400万円を超え 550万円以下	80パーセント
			550万円を超え 750万円以下	70パーセント
			750万円を超え 1,000万円以下	60パーセント

備考 1 「合計所得金額」とは、納税義務者に係る法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税所得等の金額又は法附則35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）をいう。ただし、条例第44条第1項第2号に掲げる者の区分のうち第2号又は第3号に該当する場合の合計所得金額の算定にあつては、

納税義務者及び賦課期日に納税義務者と生計を一にする親族の合計所得金額を合算した金額によるものとする。

- 2 「納税義務者等」とは、納税義務者又は法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第9号に規定する扶養親族をいう。
- 3 「損害金額」とは、災害により受けた損害の金額から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。
- 4 「疾病、事業不振、廃業等の事由」とは、定年等の規定による退職、自己都合退職（疾病による治療及び療養のための退職を除く。）及び自己に帰責事由のある解雇を除いたものをいう。
- 5 「当該年の所得の見込額」とは、減免を申請しようとする年の合計所得金額の見込額に、遺族年金、障害者年金、雇用保険給付金、親族等からの援助金その他の合計所得金額に含まれない収入及び預貯金を加えたものをいう。この場合において、前年中の合計所得金額に当該収入（預貯金を除く。）を合算したものと比較することにより、所得の減少割合を算定するものとする。
- 6 「医療費」とは、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療に要した費用から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。

様式第65号及び様式第85号を次のように改める。

年 月 日

申請者

住(居)所

(所在地)

氏 名

(名 称)

様

北上市長



市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった市県民税の特別徴収税額の納期の特例については、承認（次の理由により却下）するので、地方税法施行令第48条の9の10第4項により通知します。

特別徴収義務者指定番号	
承認する期別	年 月分以降に係る市県民税の特別徴収税額
却下の理由	
摘 要	

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、備考1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第85号（第32条関係）

国民健康保険税納税通知書

年 月 日

様

年度分の国民健康保険税を賦課
しましたので納期限までに納めてください。

北上市長



通知書番号

年度 国民健康保険税の算定明細

通知書番号

区分	医療分			支援金分			介護分		
	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額
所得割									
均等割									
平等割									
合計 (A)									
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	均等割額			均等割額			均等割額		
	平等割額			平等割額			平等割額		
	軽減額計 (B)			軽減額計 (B)			軽減額計 (B)		
課税限度額	(税率)			(税率)			(税率)		
限度超過額 (C)									
増減調整割 (D)									
条例減免額 (E)									
減免額 (F)									
年税額 (一般・退職合計) (A - B - C + D - E - F)			①			②			③
特別徴収義務者							年税額		
特別徴収対象年金							(① + ② + ③)		

年度 国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名	通知書番号											所得割		期別	納付額	納期限												
	上段：医療分・支援金分有資格月数、下段：介護分有資格月数													4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			

- 備考 1 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しを求める訴えは、備考1の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。